

栃木県スキー連盟優秀選手表彰要領

(目的)

- 1 この要領は、本連盟選手強化対策事業の一環として、特に全国的な競技大会及び県内外の競技大会に出場し顕著な活躍をした選手の表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

(優秀選手の定義)

- 2 優秀選手とは、スキー及びスノーボード競技者が県内外において、本連盟所属のもとに競技活動を行い優秀な成績を挙げたものをいう。

(表彰の種類及び基準)

- 3 表彰は、最優秀選手及び優秀選手の2種類とする。

(1) 最優秀選手は、全国競技大会において入賞またはそれに準ずる上位の活躍選手

(2) 優秀選手は、県内外の競技大会出場が多く上位成績による活躍の選手

(表彰の選定等)

- 4 表彰選手は、当該年度の成績を参考に競技本部及び教育本部において各所属選手を選考し、理事会で承認された者とする。

(1) 表彰は毎年行い、スキー年鑑に掲載し、その栄誉を讃えるものとする。

(2) 表彰は、冬季シーズン後の定例評議委員会の日に行う。

(表彰の授与)

- 5 表彰を行うにあたっては、最優秀選手には会長名による表彰状及び記念メダル(金)を授与し、優秀選手には会長名の表彰状及び記念メダル(銀)を授与するものとする。

(要領の改廃)

- 6 この要領の改廃は、理事会の議決による。

(附則)

- 1 この要領は、平成14年11月26日から施行する。
- 2 令和3年6月26日一部改正